

# 積立式期日指定定期預金

## (エンドレス型)

令和3年6月29日現在

1. 商品名 (愛称)	積立式期日指定定期預金
2. 販売対象	・ 個人のみ
3. 期間	・ 積立期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 契約期間内で分割預入 ・ 1回当たり 100 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 各分割預入時における期日指定定期預金の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 期日指定定期預金の計算方法を適用します
7. 税金	・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・ 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・ マル優の取扱いができます ・ 普通預金等からの自動振替による預入ができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。) にて預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います なお、別表については 3. 期日指定定期預金により計算
11. 金利情報の入手 方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

<p><b>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店または総務部お客様相談室（9時～17時電話：0478-54-2144）にお申し出ください（土曜日、日曜日、祝日は休業となります）。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
<p><b>13. その他参考となる事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> </ul>
<p><b>14. 預金保険について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>